

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
34 1111	予防医師居宅療養 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費( ) (2)以外	(一)単一建物居住者が1人の場合	515 単位	1回につき		
34 1113	予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位			
34 1115	予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	446 単位			
34 1112	予防医師居宅療養 1			(2)介護予防居宅療養管理指導費 ( ) (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合		299 単位	
34 1114	予防医師居宅療養 2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		287 単位	
34 1116	予防医師居宅療養 3				(三)(一)及び(二)以外の場合		260 単位	
34 2111	予防歯科医師居宅療養	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合 (2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (3)(1)及び(2)以外の場合		517 単位	517		
34 2112	予防歯科医師居宅療養				487 単位	487		
34 2113	予防歯科医師居宅療養				441 単位	441		
34 1221	予防薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合 (月2回限度)	(1)医療機関の薬剤師の場合 (2)薬局の薬剤師の場合 (3)情報通信機器を用いて行う場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	566 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	666	
34 1222	予防薬剤師居宅療養 1・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	417 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	517	
34 1251	予防薬剤師居宅療養 2			(三)(一)及び(二)以外の場合	380 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	480	
34 1252	予防薬剤師居宅療養 2・特薬							
34 1271	予防薬剤師居宅療養 3			(一)単一建物居住者が1人の場合	518 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	618
34 1272	予防薬剤師居宅療養 3・特薬							
34 1223	予防薬剤師居宅療養 1			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	379 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479
34 1224	予防薬剤師居宅療養 1・特薬							
34 1255	予防薬剤師居宅療養 2			(三)(一)及び(二)以外の場合	342 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442
34 1256	予防薬剤師居宅療養 2・特薬							
34 1225	予防薬剤師居宅療養 3			(四)情報通信機器を用いて行う場合	46 単位	在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442
34 1226	予防薬剤師居宅療養 3・特薬							
34 1253	予防薬剤師居宅療養 4			注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月8回限度)	46 単位		特別な薬剤の場合 + 100 単位	442
34 1254	予防薬剤師居宅療養 4・特薬							
34 1273	予防薬剤師居宅療養 5			(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487
34 1274	予防薬剤師居宅療養 5・特薬							
34 1275	予防薬剤師居宅療養 6			(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545
34 1276	予防薬剤師居宅療養 6・特薬							
34 1257	予防薬剤師居宅療養 7			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444
34 1258	予防薬剤師居宅療養 8							
34 1131	予防管理栄養士居宅療養 1			ニ 管理栄養士が行う場合	(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合 (2)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545
34 1132	予防管理栄養士居宅療養 2					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487
34 1133	予防管理栄養士居宅療養 3					(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444
34 1151	予防管理栄養士居宅療養 4					(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545
34 1152	予防管理栄養士居宅療養 5					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487
34 1153	予防管理栄養士居宅療養 6					(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444
34 1134	予防管理栄養士居宅療養 1					(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位	525
34 1135	予防管理栄養士居宅療養 2					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位	467
34 1136	予防管理栄養士居宅療養 3	(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位			424		
34 1154	予防管理栄養士居宅療養 4	(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位			525		
34 1155	予防管理栄養士居宅療養 5	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位			467		
34 1156	予防管理栄養士居宅療養 6	(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位			424		
34 1241	予防歯科衛生士等居宅療養	ホ 歯科衛生士等が行う場合	がん末期の患者以外の場合 (月4回限度)			(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位	362
34 1242	予防歯科衛生士等居宅療養					(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位	326
34 1243	予防歯科衛生士等居宅療養			(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位	295		
34 1281	予防歯科衛生士等居宅療養	がん末期の患者の場合 (月6回限度)		(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位	362		
34 1282	予防歯科衛生士等居宅療養			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位	326		
34 1283	予防歯科衛生士等居宅療養			(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位	295		
34 8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算		所定単位数の 15%	加算			
34 8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%	加算			
34 8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%	加算			
34 8121	予防医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(ハを算定する場合のみ算定可(2)(四)を除く)		250 単位	加算	250		
34 8122	予防在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法加算(ハを算定する場合のみ算定可(2)(四)を除く)		150 単位	加算	150		